

税の申告が始まります

《受付期間》

2月15日(火)
から
3月15日(火)

令和4年度市・県民税の申告、令和3年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。各地区の指定された期日に申告しましょう。

3月16日以降の確定申告は、郡山税務署でのみ受け付けとなります。

市内の受付期間を過ぎ、郡山税務署で確定申告を行った場合、市・県民税への反映が7月以降になることがありますので、ご注意ください。

市・県民税申告の要否は、市ホームページに確認用のフローチャートがありますので、ご覧ください。



●問い合わせ ◆市・県民税について 市民部 税務課 ☎81-2119 市ホームページ▶
◆所得税消費税贈与税について 郡山税務署(自動音声案内) ☎024-932-2041

会場	都路		常葉		船引(南)		船引(北)		月日
	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	
都路 都路行政局2階 大会議室	文化の館ときわ1階 多目的ホール	行政局は2月22日(火)から受付開始	岩井沢地区	行政局は2月22日(火)から受付開始	西向・山根地区	要田出張所	美山出張所	鹿又1	15 火
						荒和田	鹿又2、長外路	16 水	
						笹山	鹿又3	17 木	
						芦沢西	新館	18 金	
						芦沢中、芦沢東	門鹿、大倉	21 月	
		芦沢南、芦沢北	石沢	22 火					
		上郷、遠山沢	横道	24 木					
		下郷、大堀	上移	25 金					
		上区、本郷	北移	28 月					
		桐山、門沢	南移	1 火					
		井堀、永谷	中山	2 水					
		古道地区	文珠、石森	3 木					
		市役所1階 多目的ホール	春山(1区、2区)	4 金					
		下里	7 月						
		今泉	8 火						
常葉地区	小沢、板橋	9 水							
北区、栄町	10 木								
大町、中町	11 金								
上町	14 月								
都路全地区	船引全地区	15 火							

確定申告(所得税)が必要な方

- 営業や農業などの事業所得がある。
- 不動産所得(地代・家賃収入)がある。
- 土地や建物を売った譲渡所得がある。
- 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える。
- 給与を2カ所以上から受けていて、主たる給与以外の収入が20万円を超える。
- 給与収入が2千万円を超える。
- 公的年金収入が400万円を超える、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える。

申告に必要なもの

- 所得計算に必要なもの
収入額や経費が分かる書類や給与・年金収入額が分かる源泉徴収票など
- 控除計算に必要なもの
医療費の領収書や社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など
- マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票
- 本人確認書類
- 写真付きの場合
運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
- 写真付きではない場合
健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- 預貯金通帳など申告者本人名義の口座番号などが分かるもの

市・県民税の申告が必要な方

- 令和4年1月1日現在、市内に住所がある方は、3年中の所得を申告する必要があります。申告しない場合、基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減を受けられません。
- ただし、次のいずれかに該当する方は、申告する必要はありません。
- 確定申告をした。
- 給与所得のみで、年末調整がされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている。
- 公的年金収入のみで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている。(ただし、年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合があります。)
- 市内に住所がある方の控除対象配偶者または同一生計配偶者・扶養親族となっている。

イータックス e-TAXで申告書を提出しています

市では税務署への確定申告書の提出を「国税電子申告・納税システム(以下e-TAXとします。)」を利用して提出しています。e-TAXで申告書を提出すると、紙での提出と比べて、還付金を1カ月ほど早く受領できたり、添付書類の一部を省略できるなどのメリットがあります。

e-TAXを利用して申告書を提出するには、申告する方の「利用者識別番号」が必要です。番号取得にご協力をお願いします。

※利用者識別番号の登録作業は申告相談会場で市職員がお手伝いします。昨年までに利用者識別番号の取得が済んでいる方は、再度取得する必要はありません。取得の際に配布した「利用者識別番号の取得に係る設定票」をお持ちください。

【申告相談日程】 受付時間：午前9時～午後4時

月日	滝根		大越		
	会場	地区	会場	地区	
2月	15 火	行政局は2月22日(火)から受付開始	滝根行政局1階 特設会場	行政局は2月22日(火)から受付開始	大越行政局2階 特設会場
	16 水				
	17 木				
	18 金				
	21 月				
	22 火				
	24 木				
3月	25 金	滝根行政局1階 特設会場	大越行政局2階 特設会場	神保町、関場、梵天川、中広土	早稲川、牧野、栗出
	28 月			和貢、大平、入新田	下大越
	1 火			石神、原屋敷、菅谷駅前	上大越
	2 水			上郷、中郷	作組、広瀬町、下組
	3 木			入水、畑中、江川、糠塚	滝根全地区
	4 金			大越全地区	
	7 月			大越全地区	
	15 火			大越全地区	

郡山税務署から申告のお知らせ

●「決算のしかた」の説明動画の掲載
個人事業者の方を対象とした、決算の方法・注意点等を説明する動画「決算のしかた(青色申告編・白色申告編・農業所得編)」をYouTubeの国税庁動画チャンネルに掲載いたしましたので、ぜひご覧ください。

詳しくは [🔗](#) 決算 国税庁動画

●確定申告作成会場の開設

【場所】南東北総合卸センター
【期間】2月16日(水)～3月15日(火)
【時間】午前9時30分～午後4時
【その他】

申告書作成会場への入場は「入場整理券」が必要です。整理券は、オンラインでの事前発行および当日会場配布します。なお、整理券の配布状況により後日の来場をお願いする場合があります。

☎郡山税務署 ☎024-932-2041